

29宗文ス第651号
平成30年3月2日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美
(市民協働環境部文化スポーツ課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成30年2月26日付29宗監第216号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（文化スポーツ課）

定期監査実施日：平成29年2月8日

監査対象年度：平成28年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）有料公園及び学校開放施設使用料に関する事蹟について 宗像市立学校の施設の開放に関する条例第7条では、施設の利用者は使用前に使用料を納入しなければならないと規定されているが、有料公園及び学校開放施設の使用において、使用後に使用料を納入しているものが散見されるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）宗像市有料公園施設予約受付等管理業務及び使用料収納事務委託に関する事蹟について ア 委託契約書の条文において、受注者が徴収した施設の使用料を発注者に支払う際の方法について記載されているが、一部に誤りが見受けられるので、適正に事務処理されたい。 イ 受注者は使用者から使用前に使用料を徴収し、市へ収納しているが、使用者が使用を取り止めた場合においては、その旨を市へ報告し、既に収納している使用料を市が使用者へ還付している。そのうち、使用料を誤って二重に還付したもののについて、同一の利用者に別途発生した還付金を還付しないことで相殺しているものがあるので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>（1）有料公園及び学校開放施設使用料に関する事蹟について 有料公園及び学校開放施設の使用料につきましては、使用前の納入が義務付けられていますが、金融機関での振込みにより使用料を納入されるため、市で納入確認ができるまで数日間必要となります。そのため、管理人には施設利用時に領収書の確認を行っていますが、領収書を紛失または持参していない利用者もいます。 利用者に対して、使用する際には領収書の確認することを周知徹底するとともに、管理人に対しても確認ミスがないよう徹底しています。 また、事前納入がない場合は、注意を行ったうえで予約を停止するなどの措置を行っています。</p> <p>（2）宗像市有料公園施設予約受付等管理業務及び使用料収納事務委託に関する事蹟について ア 定期監査による指摘以降、条文の記載内容を訂正しました。 イ 定期監査による指摘以降、処理に係る確認作業を徹底しました。今後も引き続き、誤った処理が発生しないよう、確認作業を徹底いたします。</p>

(3) 宗像市スポーツ推進審議会に関する事蹟について
宗像市スポーツ推進審議会条例第6条では、「審議会の会議は、会長が招集する。」と規定されているが、審議会の開催を審議会委員へ通知する文書において、宗像市長が招集しているので、適正に事務処理されたい。

(4) 宗像市弓道場指定管理に関する事蹟について
ア 施設の使用料金は仕様書で定められているが、宗像市のホームページには誤った使用料金を記載しているので、適正に事務処理されたい。
イ 施設の使用料金は、基本協定書では、教育委員会の承諾を受けた上で、指定管理者が決定すると定めているが、承諾に関する書類が見受けられないので、適正に事務処理されたい。

(5) 公の施設の指定管理に関する事蹟について
宗像ユリックス総合公園、宗像総合市民センター及び宗像市体育施設の指定管理において、基本協定書では、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ宗像市の承諾を受けなければならないと定めているが、承諾に関する書類が見受けられないので、適正に事務処理されたい。

(3) 宗像市スポーツ推進審議会に関する事蹟について
平成30年度は任期途中であるため、会長名で招集いたします。なお、委員を委嘱する年度につきましては、従来通り市長名で招集いたします。

(4) 宗像市弓道場指定管理に関する事蹟について
ア 定期監査による指摘以降、ホームページを修正しています。
イ 平成30年4月1日から開始する第4期の指定管理からは、利用料金に関する申請書を提出していただき、金額を確認したうえで承諾書を通知しています。

(5) 公の施設の指定管理に関する事蹟について
平成30年4月1日から開始する第4期の指定管理からは、指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、指定管理者にあらかじめ宗像市の承諾を得るための手続きを行わせ、適正な事務処理を行います。